

Q

総合支所で受けられるサービスが少なくなるのですか？  
基本的に今の総合支所で受け付けるものと変わりません。

高い専門性を要する業務は本庁各部が担う予定です。

- (業務例) ・福祉分野の一部（高齢、障害、生活福祉）のケースワーク業務等
- ・協働推進課業務のうち公害防止指導や路上喫煙等の陳情対応等
- ・まちづくり課業務のうち緑化の普及や橋梁、公園等整備等

Q

総合支所の職員は減るのですか？

総合支所所属の職員は減ります。

総合支所に所属する職員の一部が本庁各部の所属となることから、総合支所所属の職員は減ります。総合支所の職員と本庁各部の職員が、総合支所の窓口を活用し、サービスを提供します。

Q

地区における災害時の対応が弱まるのでは？

災害時の対応体制は維持します。

管理課が担う災害対策地区本部の役割は、引き続き、総合支所にある課が担います。また、災害時は、本庁舎で勤務する職員を速やかに総合支所に派遣し、一体的に対応することで、災害時の対応体制は維持されます。

※本案は令和7年12月26日時点のものです。今後、変更する場合があります。